

鳥取県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「鳥取県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 「緊急輸送を確保するため必要な道路」(以下「緊急輸送道路」という)は、災害発生直後から行われる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐災性が確保されているとともに、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

本協議会は、緊急輸送道路ネットワークにかかる整備計画及び管理・体制等の計画を策定することを目的とする。

(会長)

第3条 会長は、鳥取県県土整備部長がこれにあたる。

(協議会)

第4条 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 協議会は、別表－1に掲げる委員で組織する。
- 3 会長が必要と認めた場合は、会長が指名するものを参加させることができるものとする。

(協議会の検討事項)

第5条 協議会は、次の事項に関する検討を行う。

- (1) 緊急輸送道路ネットワーク整備計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 緊急輸送道路ネットワークの管理・体制に関する事項
- (3) その他、緊急輸送道路ネットワークに関連し、協議会が必要とする事項

(ワーキンググループ)

第6条 協議会の業務を遂行するにあたり、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、別表－2で掲げるメンバーで組織することを基本とするが、検討内容に応じ、適宜必要なメンバーで組織することができるものとする。なお、座長は、鳥取県県土整備部道路局道路企画課課長補佐とする。
- 3 ワーキンググループは、協議会の業務を遂行するための運営にあたる。

(運営費用)

第7条 協議会に必要な経費は、それぞれの道路管理者において負担する。

(事務局)

第8条 事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課並びに鳥取県道路局県土整備部道路企画課に置くものとする。

協議会の運営にあたっては、互いに協力するものとする。

(附則) この規約は、平成8年7月8日から施行する。

(附則) この規約は、平成27年3月16日から施行する。

(附則) この規約は、令和5年12月8日から施行する。

鳥取県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会 委員（案）

別表－1

	所 属	職 名
会 長	鳥取県国土整備部	部長
副会長	国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所	所長
委 員	陸上自衛隊第8普通科連隊 国土交通省中国地方整備局統括防災官室 国土交通省中国地方整備局道路部 // // 国土交通省中国地方整備局港湾空港部 国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所 国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所 西日本高速道路株式会社中国支社総務企画部 // 保全サービス事業部 境港管理組合港湾管理委員会事務局 鳥取県警察本部交通部 鳥取県危機管理部 鳥取県国土整備部河川港湾局 // 道路局	第3科長 防災室長 道路計画課長 地域道路課長 道路管理課長 港湾計画課長 所長 所長 企画調整課長 保全サービス統括課長 事務局長 交通規制課長 危機管理政策課長 港湾課長 道路企画課長
事務局	国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課 鳥取県国土整備部道路局道路企画課	

鳥取県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会
ワーキンググループメンバー（案）

別表－2

	所 属	職 名
座 長	鳥取県国土整備部道路局	道路企画課長補佐
副座長	国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所	副所長
	陸上自衛隊第8普通科連隊	第3科運用訓練幹部
	国土交通省中国地方整備局統括防災官室	防災室課長補佐
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路計画課課長補佐
	〃	地域道路課課長補佐
	〃	道路管理課課長補佐
	国土交通省中国地方整備局港湾空港部	港湾計画課課長補佐
	国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所	工務課長
	国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所	道路管理第二課長
	国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所	道路管理課長
	西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所	統括課長
	境港管理組合港湾管理委員会事務局	工務課長
	鳥取県警察本部交通部	交通規制課課長補佐
	鳥取県危機管理部	危機管理政策課課長補佐
	〃 県土整備部河川港湾局	港湾課課長補佐